

船舶事故調査報告書

令和6年7月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年1月24日 09時30分ごろ
発生場所	青森県東北町中村道ノ下東北東方沖（小川原湖北西部） 中村三等三角点から真方位064° 1,200m付近 （概位 北緯40° 49.9′ 東経141° 18.8′）
事故の概要	漁船第6舞瑠丸は、南進中、また、漁船繁栄丸は、船首を東方に向け操業中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年2月1日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第6舞瑠丸、1.3トン AM6-5136（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 繁栄丸、0.9トン AM6-5153（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型（1マイル限定）・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（乗組員B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷中央部防舷材の割損等
気象・水象	気象：天気 曇り、風向 北西～北、風力 2、視界 やや不良 水象：波高 約0.2m
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、1回目の操業を終えた後、GPSプロッターを作動させて手動操舵で約6～7ノットの対地速力で南進中、船長Aが、至近となったB船を認め、機関を後進としたが間に合わず、船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、GPSプロッターの画面を見つつ、次の操業場所をどこにしようかと考えながら航行していたので、船首方の見張りがおろそかになってしまったと本事故後に思った。</p> <p>B船は、船長Bほか1人が乗り組み、船首を東方に向け、機関を停止してしじみ漁の操業中、船長Bが、左舷方から接近するA船を認めたが、ふだんと同様に航行中の他船が操業中のB船を避けると思い、操業を続けた。</p> <p>B船は、船長Bが、左舷側至近となったA船に向けて、大声で呼び掛けたものの、左舷中央部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>A船及びB船は、本事故後、それぞれ自力で帰航した。</p> <p>船長A、船長B及びB船の乗組員は、本事故当時、救命胴衣を着用</p>

	していなかった。
分析	<p>A船は、南進中、船長Aが、GPSプロッターの画面を見つつ、次の操業場所の探索に意識を向けて航行を続けたことから、前路で操業中のB船の存在に衝突直前まで気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、操業中、船長Bが、B船に向かって接近するA船を認めた際、ふだん航行中の他船が操業中のB船を避けており、A船が操業中のB船を避けると思い、操業を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南進中、B船が操業中、船長Aが、GPSプロッターの画面を見つつ、次の操業場所の探索に意識を向けて航行を続け、また、船長Bが、B船に向かって接近するA船を認めた際、そのうちA船がB船を避けると思い、操業を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、他の事に意識を向け続けることなく操船に集中し、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、操業中に接近する他船を認めた場合、操業中の自船を避けて航行してくれると思わず、船体を移動させるなどして早期に衝突を避けるための措置を採ること。 ・ 小型漁船の乗組員は、暴露甲板上において、救命胴衣を着用すること。